

承認第 3 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、
地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に
緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専
決処分する。

令和７年３月３１日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第１１９号）が、令和７年３月３１日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

かすみがうら市長

令和 7 年かすみがうら市条例第 3 7 号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 2 7 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。